

# 支払呈示でこんな手形のどこが問題になる？

●支払呈示された場合に問題となる手形を取り上げています。各サンプルの設問に答えてみましょう。

サンプル3 次のような手形が支払呈示された場合、手形金額はいくらとして取り扱うのでしょうか。

おいて、その金額に差異あるときは最小金額を手形金額とす」とあります。

当座勘定規定では「手形・小切手を受入れまたは支払う場合には、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います」としています。したがって、本サンプルの金額は200万円となります。実務上、銀行等の担当者がこのような手形を取り扱う場合には、当座勘定規定に従って処理すればよいこととなります。

## 金額欄に金額が記載されているうえに、金額欄外にも金額が複記されている手形について、手形用法では「複記をする場合は、アラビア数字で記入し文字による複記はしないでください」とあります。

また、手形法6条では「①手形の金額を文字および数字をもって記載している場合において、その金額に差異あるときは文字をもって記載したる金額を手形金額とす。②手形の金額を文字をもってまたは数字をもって重複して記載したる場合に

サンプル1 次のような手形金額が手書きされている手形が支払呈示された場合、そのまま決済してもよいのでしょうか。

形金額を算用数字（アラビア数字）で手書きした手形は変造されやすいことから、手形用法では「金額をアラビア数字（算用数字1、2、3...）で記入するとき、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりに「≠」を、その終わりに印字してください。なお、複記をする場合はアラビア数字で記入し文字による複記はしないでください」と定めています。

本サンプルのような手形が支払呈示された場合、支払銀行等は支払義務がないと考えられます。ただし、実際の対応としては、**振出人に連絡し支払いの意思があれば小切手と差し替えてもらいます。**振出人と連絡が取れない場合には、第2号不渡事由である「金額欄記載方法相違」で不渡返還すべきです。

なお、手形金額を漢字で記入する場合は「壹、貳、参」等の改ざんしにくい文字を利用し、金額の頭に「金」、終わりに「円」を書くことが手形用法で規定されています。

サンプル4 次のような振出日のない手形が支払呈示された場合、そのまま決済してもよいのでしょうか。

出人に連絡してから支払ったりすることは実務上現実的ではありません。

そこで、当座勘定規定では、「確定日払いの手形で振出日の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができる」としています。したがって、このような振出日の記載のない手形が支払呈示された場合には、**支払銀行等では振出人に連絡せずに支払う取扱い**をしています。

## 手形法75条からすれば、約束手形の振出日は手形要件ですから、振出日の記載のない手形は効力が認められません。しかし、振出人が手形要件を記載せずに受取人（所持人）に補充させる意思で手形を振り出すこともあります。このような手形を「白地手形」といいます。

実際に流通している手形のうち、振出日が白地の手形は数多くあります。仮にそのすべての手形を「形式不備」（0号不渡事由）として不渡返還したり、その都度、振

サンプル2 次のような手形が支払呈示された場合、そのまま決済してもよいのでしょうか。

訂正した金額欄に振出人ではない者の印鑑が押捺されている場合や、振出人の訂正印がない場合には、**変造された手形とみなされる可能性が高いので、振出人に連絡してその意思を確認してから処理するようにならなければなりません。**支払う場合には、小切手と差し替えてもらってから支払うべきです。不渡返還するのであれば、第2号不渡事由の「変造」に該当します。

訂正した金額欄に振出人ではない者の印鑑が押捺されている場合や、振出人の訂正印がない場合には、**変造された手形とみなされる可能性が高いので、振出人に連絡してその意思を確認してから処理するようにならなければなりません。**支払う場合には、小切手と差し替えてもらってから支払うべきです。不渡返還するのであれば、第2号不渡事由の「変造」に該当します。